

## 甲府市農業委員会 11月定例総会議事録

1. 日 時 令和4年11月29日（火曜日）午後2時00分から午後2時40分

2. 会 場 甲府市南公民館

3. 出席委員（17名）

会長・西名武洋 会長職務代理者・柿嶋 敦、米山 夫佐子

### 【農業委員】

1 番 渡邊 初男 2 番 小松 芳彦 3 番 菊島 建 5 番 落合 洋子  
6 番 關野 登 7 番 田中 由美 8 番 後藤 良仁 9 番 土屋 三千雄  
11 番 小澤 博 12 番 山村 忠弘 13 番 雨宮 洋文 14 番 末木 瑞夫  
15 番 矢崎 正勝 16 番 塚田 泰英

4. 欠席委員（2名）

### 【農業委員】

4 番 池田 哲郎  
10 番 越石 和昭

5. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事 務 局 長 中村 勝  
農地係 係 長 清野 隆彦  
係 長 青木 進  
主 任 内藤 ひとみ  
振興係 係 長 牧野 公治

6. 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第4号 令和4年12月告示分農用地利用集積計画の承認について  
議案第5号 甲府市農地利用最適化推進委員の募集案内について

報告案件

報告第1号 山梨県農業会議への諮問結果について

- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第3号 農地法第5条の規定による届出について（市街化区域届出）
- 報告第4号 耕作土搬入届出について
- 報告第5号 農用地利用集積計画の解約について
- 報告第6号 農用地利用配分計画の解約について
- 報告第7号 甲府市農地利用最適化推進委員候補者選考委員の指名について

午後2時00分 開会

○事務局（清野係長）

それでは、令和4年11月定例総会を始めます。

本日の総会は、農業委員定数19名中17名のご出席をいただき、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、この会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、甲府市農業委員会総会会議規則により、会長が議長を務め会議を進めて参ります。会長よろしく、お願いいたします。

○議長（西名会長）

ただ今から、甲府市農業委員会11月定例総会を、農業委員会等に関する法律、並びに甲府市農業委員会総会会議規則により、会議を進めて参ります。

最初に、11月定例総会の議事録署名委員ですが、議席の順番によると、7番の田中由美委員と、8番の後藤 良仁委員をお願いいたします。

今月も、引き続き新型コロナウイルス予防対策のため、時間短縮に努めて参ります。

先ほど事務局とも打ち合わせをした際に、すべての案件について事前の質問はないとの報告を受けておりますので、本来であれば議案内容について地元委員からのご意見、補足説明を求めるところですが、極力省略させていただき、議事の進行を行いたいと思います。

○議長（西名会長）

それでは議案審議を始めます。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（内藤主任）

今月の第3条許可申請は有償移転が2件ございまして、譲受人はいずれも第3条の資格要件を全て満たしております。

議案書1ページの1番をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人については、議案書記載のとおりです。

県道アルプス通り新貢川橋から〇〇へ約〇〇mの〇〇に位置する農地で、〇〇となっております。

譲受人は、申請地の〇〇側の農地で耕作しており、申請地を取得し、〇〇したいとのことです。

譲受人の現在の経営面積は、〇〇㎡ですが、取得後は〇〇㎡となり、申請地には、〇〇する計画であります。

続きまして、議案書2番をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人については、議案書記載のとおりです。

県道善光寺線JR中央線善光寺ガードから〇〇へ約〇〇mに位置する農地で、〇〇となっています。

譲受人は、隣接地で〇〇しており、〇〇を検討していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、申請地を取得し、〇〇したいとのことです。

譲受人の現在の経営面積は〇〇㎡ですが、取得後は〇〇㎡となり、申請地には〇〇を行なう計画であります。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。この案件についても事前にご意見、ご質問の報告は受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

○山城地区（關野委員）

場所について把握しづらいので、3条の図面も4条、5条と同じように添付していただきたいです。

○議長（西名会長）

はい、確かに図面があった方が分かりやすいので、3条についても事務局で来月から図面を準備するようお願いします。

他にはいかがですか。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので議案第 1 号については、決定し、許可書の交付をしております。

つぎに、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（内藤主任）

今月の 4 条許可申請は 1 件ございます。

議案書 2 ページの 1 番、地図は 1 ページの 4 条 No. 1 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、申請人については、議案書記載のとおりです。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

申請人は、申請地〇〇側で〇〇しており、〇〇及び〇〇なことから、〇〇の申請地を〇〇及び〇〇として利用するとのことですが、長年に渡り、〇〇、使用してきたことから、〇〇による申請になっております。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。この案件についても事前にご意見、ご質問の報告は受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたのでこの議案第 2 号については、決定し、許可書の交付を参ります。

つぎに、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（内藤主任）

今月の 5 条許可申請は、所有権移転が 2 件、賃貸借が 1 件、計 3 件となります。

議案書 3 ページの 1 番、地図は 2 ページの 5 条 No. 1 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、貸し人、借り人については、議案書記載のとおりです。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

借り人は、現在、申請地〇〇側で〇〇していますが、〇〇なため、申請地を賃借し、〇〇として利用したいとのことです。

転用後は、〇〇する予定となっております。

続きまして、議案書 2 番、地図は 3 ページの 5 条 No. 2 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人については、議案書記載のとおりです。

農地区分は、第 3 種農地と判断しました。

譲受人は、申請地の〇〇側に〇〇していますが、〇〇するため、申請地を取得したいとのことです。

続きまして、議案書 3 番、地図は 4 ページの 5 条 No. 3 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人については、議案書記載のとおりです。

農地区分は、第 3 種農地と判断しました。

譲受人は、〇〇で〇〇していますが、申請地は、立地条件に適しており、需要が見込まれるため、申請地を取得し、〇〇に転用したいとのことです。

転用後は、〇〇する予定です。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。議案第 3 号についても、ご意見等はいただいておりますが、特別何かありましたらお願いいたします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので議案第 3 号については、決定し、許可書を交付して参ります。

つぎに、報告第 1 号から第 4 号について、事務局より説明して下さい。

○事務局（内藤主任）

それでは、報告事項の説明をいたします。まず議案書4ページをご覧ください。先月の総会案件のうち、農地法第4条、第5条の申請について山梨県農業会議へ諮問をした結果、許可相当との答申を受けました。

5ページからは、令和4年10月20日から令和4年11月15日までに受理しました、相続等の届出や、市街化区域における各種の届出、9ページは耕作土搬入届出を掲載しております。

なお、それぞれの転用目的や農地の所在、届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局からの説明が終わりました。

報告第1号から第4号につきましては、報告事項ですので、ご了承願いたいと思えます。

つぎに、議案第4号令和4年12月告示分 農用地利用集積計画についてと、関連がありますので、報告第5号 農用地利用集積計画の解約についてと、報告第6号 農用地利用配分計画の解約については一括して審議いたします。

それでは議案第4号及び報告第5号、6号について、事務局より説明してください。

○事務局（牧野係長）

説明の前に、一点訂正があります。

議案書10ページと11ページの所有権移転の1番の案件については、本人からの申出により取下げとなります。

それでは議案第4号の説明をいたします。

農地銀行を利用する案件は、新規設定12件、再設定33件、計45件の申し出がありました。

議案書12ページの表は、新規設定です。

甲運・山城・中道北・中道南地区からの申し出があり、合計面積は17,371㎡です。

中段の表は、令和4年度の目標面積113,400㎡に対し、設定面積は108,051㎡、達成率は95%です。

続いて13ページの表は、再設定です。

里垣・甲運・二川・山城・中道北・中道南地区からの申し出があり、合計面積は43,824.9㎡です。

中段の表、令和4年度の目標面積280,700㎡に対し、設定面積は119,391㎡、達成率は43%です。

14ページ1番から18ページ12番は新規設定です。

18 ページ 13 番は再設定です。

19 ページ 14 番から 30 ページ 45 番は再設定の更新です。

補足説明が必要となる、新規就農者の案件を読み上げさせていただきます。

新規就農者の案件を説明します。

15 ページ 3 番をご覧ください。

貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりです。

借り手は、〇〇在住の〇〇歳で新規就農者です。〇〇で〇〇して研修を受けました。また、〇〇の〇〇も手伝って農業技術を習得されました。〇〇から〇〇や〇〇も借りるとのことで、将来的には〇〇から〇〇する予定とのことです。当該農地では、〇〇する予定です。年間 180 日農業に従事する予定であり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

16 ページ 5 番をご覧ください。

貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりです。

借り手は、〇〇にお住まいの〇〇歳で、今年の〇〇月から〇〇から〇〇を教わりました。今後は、実家から〇〇を貸してもらい、小さい面積から、習いながら栽培することになりました。当該農地では、〇〇する予定です。年間 150 日農業に従事する予定であり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

その他につきましては、議案書記載のとおりです。耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用し、耕作に必要な農業に常時従事しているなど、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

引き続き、農用地利用集積計画の解約の報告です。議案書 31 ページから 32 ページをご覧ください。

今月は 6 件の解約となります。1 番から 5 番が農地銀行の解約で、6 番が農地中間管理機構を通じた貸借の解約です。解約の内容、理由は、記載のとおりです。

解約の届けが提出されましたので報告いたします。

続いて農地中間管理機構から耕作者へ転貸されている農用地利用配分計画の解約の報告です。議案書 33 ページをご覧ください。今月は 1 件の解約となります。解約の内容、理由は、記載のとおりです。

解約の届けが提出されましたので報告いたします。以上です。

#### ○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。

新規就農者及び法人などが関係する案件若しくは特殊な案件について、原則、説明をいただくこととしております。

それでは、利用権設定の 3 番と 5 番の案件について、甲運地区小松委員から補足説明をお願いします。

○甲運地区（小松委員）

内容については事務局の説明のとおりで、対象の方は〇〇のところから農地を借りるということで問題ないと思います。

その次の方ですけれども、農業委員会事務局のほうから新規就農をするということで、甲運地区に土地を取得したいと申し出があり、最適化推進委員さんとともに相談したなかで農地を探しまして、新規就農の方に提供するという形をとって見守っていくということでございます。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

地元委員より説明が終わりました。こちらも事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別ありましたらお願いいたします。

《 質問意見無し 》

それでは、採決をいたします。

議案第4号の案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、議案4号の案件について決定して参ります。

また、報告第5号と6号については、報告事項ですので、ご了承いただきたいと思います。

つぎに、議案第5号 甲府市農地利用最適化推進委員の募集案内についてと、関連がありますので、報告第7号 甲府市農地利用最適化推進委員候補者選考委員の指名については一括して審議いたします。

それでは、事務局より説明してください。

○事務局（清野係長）

それでは、まず議案第5号農地利用最適化推進委員の募集案内から説明いたします。

34ページの議案第5号をご覧ください。推進委員の募集に関しましては、3年前のものを参考とし、農業委員の募集案内に沿って、同じようにしております。

1の募集の内容は、(1)募集人数は前回と同様に18人です。また、(3)の任期を令和5年7月31日から令和8年7月30日までの3年間と修正しました。

つぎに、35ページの4の推薦及び応募の方法の(2)受付期間を、令和5年2月13日の月曜日から3月10日の金曜日までとしました。



つぎに、5の申込者等に関する情報の公表を受付期間の間である2月の下旬及び、終了後の3月の中旬としました。

つぎに、37ページ別表をご覧ください。こちらは前回と同様で修正はございません。募集案内及び、任期や受付期間は、農業委員の募集と同じ期間となります。

38ページ以降には、申込書様式がついております。

38ページからは、個人の推薦による申し込み用の第1号様式。

41ページからは、団体の推薦による申し込み用の第2号様式。

44ページからは、応募による申し込み用の第3号様式。

議案第5号については以上です。ご審議のほど、お願いいたします。

つづきまして、報告第7号を説明いたします。まずは47ページをご覧ください。

甲府市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会規定の第1条、第2条では、推進委員の選考のために選考委員会を設置し、結果を農業委員会へ報告していただくことになっております。

第3条では、会長を含む6名以内で構成され、農業委員の中から会長が指名することになっております。

この規定により、会長が選考委員を指名しましたので、ご報告いたします。

46ページに戻っていただき、報告第7号をご覧ください。

選考委員につきましては、ご覧のとおり、西名会長、柿嶋職務代理、米山職務代理、末木北ブロック長、菊島中ブロック長、土屋南ブロック長の6名となり、規程第3条の6名以内となりますことを、ご報告いたします。

#### ○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。

こちら事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別ありましたらお願いいたします。

《 質問意見無し 》

それでは、採決をいたします。

議案第5号の案件に、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。全員の方の賛成の挙手をいただきましたので議案第5号の案件について、決定して参ります。また、報告第7号については、報告事項ですので、ご了承いただきたいと思います。

以上で、予定している案件は全て終了しましたが、他に何かありましたらお願いします。

《 特に無し 》

皆様のご協力で短時間で終わることができましたことに感謝いたします。

**【5. 総会閉会の宣言】**

以上をもちまして、11月定例総会を終了いたします。

お疲れ様でした。

午後2時40分 閉会